

(2) 地域指定の状況

(令和5年10月1日現在)

市町村名	区分	都市計画区域	過疎地域※1	辺地	振興山村	半島振興対策	実地地域	農業導入地域	産地開	整備		豪雪地帯	積雪特別寒冷	総合保養地域	都市拠点	特定山村
										近畿圏	近郊区域					
京都市	△	△	△	△						△						△
福知山市	△	△	△	△			○	△			△	○	△	○	△	△
舞鶴市	△		△	△			○	△			○	○	○	○	○	○
綾部市	△	○	△	△			○	△			○	○			○	○
宇治市	△		△							△						
宮津市	○	○	△	△		○	○	△			○	○	○	○	○	○
亀岡市	△		△							○						△
城陽市	○									△						
向日市	○									○						
長岡京市	○									△						
八幡市	○									○						
京田辺市	○									○						
京丹波市	△	○	△	△	○	○					○	○	○			△
南丹市	△	○	△	△						△	△	△				△
木津川市	△	△								○						
乙訓郡 大山崎町	○									△						
久世郡 久御山町	○									○						
綴喜郡 井手町	△									○						
綴喜郡 宇治田原町	△		△	△		○										○
相楽郡 笠置町		○				○										○
相楽郡 和東町		○	△	△		○										○
相楽郡 精華町	○									○						△
相楽郡 南山城村		○	△	○		○										△
船井郡 京丹波町	△	○	△	△		○						△				△
与謝郡 伊根町		○	△		○	○					○	○	○			○
与謝郡 与謝野町	△	○	△	△	○	○					○	○	○			△

○市町村の全域が指定 △市町村内の一部地域が指定

※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行（令和3年4月1日）に伴い、京都市（旧京北町域）が過疎地域から卒業し、与謝野町が新たに指定された。なお、京都市（旧京北町域）は令和8年度まで経過措置あり。令和2年国勢調査結果を反映した過疎地域要件の変更により、令和4年4月1日付けで、綾部市及び木津川市加茂町が、新たに指定された。

※2 京都府内においては積雪特別地域の指定のみで、寒冷特別地域の指定はない。

